

# 秋田市立旭川小学校いじめ防止基本方針 2025

## 1 いじめの定義と基本的な考え

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。そのため、状況によっては、刑事罰が科せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要である。

#### ◆いじめは…

- どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであること
- 加害も被害も両方経験する場合があること
- 見ようとしなければ見えないこと
- いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
- 卑怯な行為であり、絶対に許されないこと
- 加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること
- 学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題であること

#### ◆いじめの解消は…

- いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が、止んでいる状態が少なくとも3か月程度継続していること。
- いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと面談等により確認されること。
- 真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、当事者を含む集団が、好ましい活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことをもって達成されるものである。

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努める。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつついじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送られるようになるまで支援に努める。

### (3) 本校の方針

- ①いじめの未然防止と早期発見に積極的に取り組む。
- ②いじめに対して組織的な対応をしていく。
- ③家庭や地域との連携を図り、いじめを生まない環境づくりに努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組

自分の成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組む。子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図る。

### (1) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- 子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、すべての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進める。

### (2) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- 道徳科の授業等を通して、ルールや約束を守る規範意識を高められるようにし、その学習内容を通信で知らせるなど情報提供に努める。
- P T Aの学級懇談会などで、保護者の言葉に耳を傾けその気持ちを共感的に受け止めたり、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にしたりするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図る。

### (3) 体験活動の充実

- 子どもが、友達との違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、宿泊体験学習や修学旅行等の学年行事、クラブ活動等の充実を図る。

### (4) 子どもの主体的な活動の推進

#### ①縦割り(てつなぎ)活動

- 異年齢の子どもが、所属する集団の生活をより楽しく豊かなものにしようとする意図の下に、一緒に遊んだり清掃したり食事したりする活動を行うことによって、自主性や社会性、相手を思いやる気持ちを養う。そして、集団での自分の役割を担うことで、集団の一員としての達成感や成就感を味わえるようにする。

#### ②児童会活動

- 児童会等における子ども主体の活動を通して、子どもの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援する。

### (5) 生徒指導の充実

- 毎月の生活目標を設定し、学年や学級がその目標を達成できるように活動することを通して、基本的な生活習慣を身に付けられるようにする。
- 高学年を対象に人権教育や情報モラル教育を行い、いじめは許されない行為だと自覚できるようにする。
- 配慮が必要な子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするために、一人一人の子どもの特性や心情について、職員同士だけでなく、保護者とも連携を密にして、適切な支援の仕方について共通理解しながら進めていく。

## (6) 情報モラル指導の充実

- インターネットを安全に利用するため、学校や家庭における留意事項についての周知を図る。
- LINE等によるネットトラブルの未然防止に向けた講習会を、必要に応じて外部講師を招いて子どもや保護者向けに実施し啓発に努める。

## 3 いじめの早期発見の取組

日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努める。

### (1) 日常の子どもとのふれあいと児童理解のための情報収集と観察

- 学級担任が、授業時間の他、給食や清掃活動を子どもとともに行うことにより、コミュニケーションを深め、子どものささいな変化を見逃さないようにする。
- 学年部を中心として全職員が子どもの様子をよく見て、声をかける。気になることがあるときは職員間で情報を共有し、足並みをそろえて子どもを育てる。
- 定期的に全職員で各学年の子どもの様子について情報交換（運営委員会・職員会議・臨時の打合せ等）を行い、全職員の共通理解のもと学年部・学団部・全職員と段階を設けての子どもの様子、子どもを取り巻く様子を見ていく。

### (2) 学校生活アンケートの実施

- 年4回（5月、9月、11月、1月）の生活アンケートのほか、必要に応じて状況を適切に把握するためのアンケートを実施する。
- 気になる回答をした子どもには聞き取りを行い、問題や悩みの解決に向けて支援をする。
- いじめにつながるような事案があった場合は、学年部で把握し、「旭川小学校いじめ対策委員会」で話し合うようにする。

### (3) 子ども・保護者との面談の実施

- 学級担任が一人一人との面談（6月、11月）を通して、子どもの悩みや不安等を聞き取る。
- 学級担任と保護者との面談（7月：全員、12月：希望者）を通して、子どもの学校や家庭での生活について共通理解を図る。

### (4) 旭川小学校いじめ対策委員会

- 各学年から学校生活アンケートや日常の生活の様子を報告し、情報を共有して、いじめに関することがあれば対応方針を決定する。

### (5) 相談窓口の周知

- 学級担任以外に教頭、教務主任、養護教諭、学年主任、生徒指導主事などが、子どもや保護者の相談窓口となる。

#### 4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応する。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心から反省を促す。

また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図る。

##### (1) 対応策の検討と役割分担

- 支援チームをつくり、どの教師がどの子どもの対応するかなど役割分担を決める。
- 年度当初の職員会議にて、「旭川小学校いじめ防止基本方針」をもとに、いじめ防止に係る本校の取組等について、全職員で共通理解する校内研修会を実施する。

##### (2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援(組織的な対応:「校内いじめ対策委員会」)

- いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取り、事実関係を明らかにし、状況を正確に把握する。
- いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図る。
- いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促す。

##### (3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- 状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図る。
- 状況に応じて教育委員会や関係機関(警察署、医療機関等)と連携を図る。

##### (4) 保護者との連携

- いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得よう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供する。
- いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続する。

##### (5) 重大事態への対処

- 速やかに教育委員会に報告し、対処について協議する。

#### 5 いじめ防止のための組織の設立 ※「旭川小学校いじめ対策委員会」設置

##### ◇構成員

〈校内教職員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭  
〈外部専門家等〉学校運営協議会委員、広域カウンセラー

- 基本方針や年間計画の策定や見直し等を行う。
- 日常の情報の共有や対応方針の決定、対応の状況確認(校内教職員の構成員)
- いじめが発生した場合は当該学年部を中心に支援チームをつくり組織的に対応する。

## 6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報や学校運営協議会、PTAなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努める。また、学校以外の相談窓口の活用について、広く知らせる。

### (1) 学年・学級PTAにおける説明・協議

- 学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議する。

### (2) ホームページの活用

- 学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介する。

### (3) 相談窓口

- 学校以外の相談窓口などを紹介する。

7 年間計画（2025年度）

	低学年	中学年	高学年	職員
4月	1年生を迎える会			職員研修 「旭川小学校いじめ防止基本方針」の共通理解
5月	第1回 生活アンケート（2年生以上）			職員研修 生活アンケートの活用と児童理解①
6月	子どもとの面談期間（全員と）			第1回いじめ対策委員会
7月				
8月				職員研修 児童理解②
9月	第2回 生活アンケート			
10月				
11月	第3回 生活アンケート			
	子どもとの面談期間（全員と）			
12月				
1月	第4回 生活アンケート			職員研修 児童理解③
2月				第2回いじめ対策委員会
3月	6年生ありがとう集会			職員研修 「旭川小学校いじめ防止基本方針」の見直し
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ てつなぎ活動（清掃、遊び、読み聞かせ 等）</li> <li>・ 集団登校</li> <li>・ 町内子ども会（4、7、3月）</li> <li>・ 月ごとの生活目標の設定と振り返り</li> </ul>			生徒指導部会